

資料：今帰仁村字崎山の古墓

平 敷 令 治

はじめに

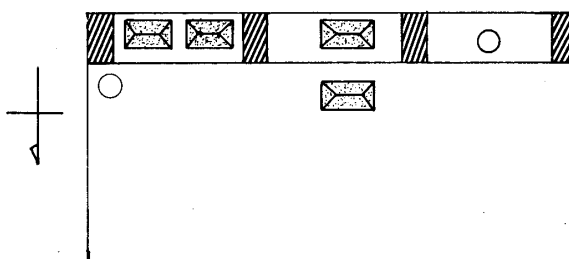
1976年2月21日に、新城徳祐氏（当時沖縄県文化財保護審議会審議委員）と筆者は、崎山区民の依頼を受けてウフドゥール・アジ墓・イチャガヤー門中墓を調査した。依頼の目的は、ミガチ（銘書・厨子の銘文のこと）を通して墓の来歴を明らかにしてほしい、ということであった。ウフドゥールとアジ墓がムラ墓として拝まれるようになった根拠、イチャガヤーが上間門中の門中墓として成立した年代について、銘書から解明されるのではないかと期待があって、地元崎山の有志が10数名も同行し、調査に協力した。

ウフドゥールに隣接している池城墓についても、ウフドゥールを調査する前に、墓室を調査した。1日で4基を調査することになったため、当日の調査は墓誌の記録にとどめ、墓の構造に関する計測を行なわなかった。筆者は同年5月22日に、ウフドゥールとイチャガヤーの厨子銘を再度記録し、初回の不備を補った。本稿はこれら4基の墓について墓誌を主体にまとめた報告である。二度の調査に際して、特に山城清福氏・山城正次氏・山城清松氏の御配慮を戴いた。

一、池城墓

1. 所在地：今帰仁村字平敷小浜原1478-2
2. 墓の造られた年代・構造

この墓は、崎山大やくもい・妻の大あむしられ・子のたまくすくのろくもい、の3人の遺骨を安置するために造られたものである。墓碑によって、康熙9年（1670年）8月23日に竣工したことが明らかである。それは掘りぬきの横穴式の墓である。墓の前壁は切石積みで、上方は石で屋根形をつくり、垂木も彫られている。墓室に入ると正面には1.2メートルの高さの壇がある。壇は三つに区切られ、中央の壇に家型石厨子（家型の厨子は俗に御殿ジ一シあるいはティラジーシと呼ばれる、石厨子は例外なく家型である）1基、右側に厨子甕1基、左側に石厨子2基が置かれている。壇下の墓室には、正面に石厨子1基、左側に厨子甕1基が置かれている（第1図を参照）。



第1図 池城墓の墓室平面図（略図）

3. 墓誌

墓口に向って左側の墓庭に石碑が立っている。この墓碑については『南島風土記』（東恩納寛惇、1950）および『今帰仁村史』（1975）で詳しく紹介されている。銘文は下記の通りである。

(表)

大清康熙九年庚戌八月廿三日
寅十一月八日かけ
一 さき山大やくもい同人女房大あむしられ
未十二月十九日かけ
同人子たまくすくのろくもい
右三人入申ために石さいくたのミてたて
申候

(裏)

七月十六日八月廿三日まで仕候
石さいくなはのせそこにやわきさいく内
間にや
戌八月□□□おきて

この銘文によって、娘の「たまくすくのろくもい」(玉城のろ)が(康熙六年丁)未(1667年)12月19日に死去したことは先ず間違いない。問題なのは「寅十一月八日」である。東恩納寛惇先生は、

寅十一月八日
一 さき山大やくもい同人女房大あむしられ

の部分について、「崎山大やくもい」は(康熙元年壬)寅(1662年)11月8日に死去した、と考えられた(東恩納、1950:394)。このため、「大あむしられ」の死去年月日には言及されていない。ところが、「寅十一月八日」は「大あむしられ」の死去年月日と訓んだ方が良さそうである。実は、墓室中央の壇の石厨子胸部の前面に、

崎山大やくもい
寛文三年八月廿一日
と墨書されているのである。墨はかなり薄れ

てはいるが、まだ十分に判読可能である。「寛文三年(1663年)八月廿一日」が「崎山大やくもい」の死去年月日あるいは洗骨年月日であることは疑えない。

墓室内の石厨子の銘によって新たな事実が判明したのであるが、銘文に「寛文」という日本年号が用いられている点でも、この石厨子の存在は貴重である。王朝時代には原則として中国年号が用いられ、銘書に日本年号を用いた例は極めて少ない。寛文年間(1661~1672年)といえ、日琉同祖論を唱え、盛んに日本本土の文物を導入した羽地朝秀(向象賢)が王政を担当した時期である。「崎山大やくもい」の厨子銘にも当時の思潮が反映されている訳である。

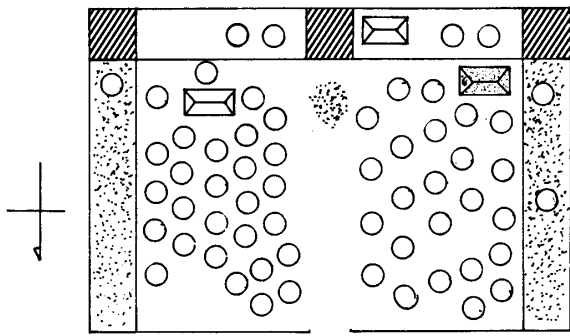
一、ウフドゥール

1. 所在地：今帰仁村字平敷1478-2

2. 墓の構造

ウフドゥールは池城墓から20メートル程隔てたところにある掘りぬき墓である。墓室内正面には壁に沿っておよそ1メートルの高さで壇が設けられている。壇は二つに区切られている。墓室の左右に壁に沿ってイチ(池・遺骨を入れる穴のこと)が設けられている。イチの仕切りの高さは約1メートルで、イチの中には人骨が堆積している。墓室内の厨子は64基で、その内訳は石厨子が1基・陶製家型厨子が2基、他はすべて厨子甕である(第2図を参照)。

正面右壇の厨子3基にはいずれも銘がある。陶製家型厨子の銘の年代が乾隆30年(1765年)、中央の厨子甕の銘が明治45年(1910年)、右端の厨子甕の銘が乾隆35年(1770年)である。



第2図 ウフドゥールの墓室平面図（略図）

最も古い年代は壇下の厨子囊の銘に見出される。正面中央壇下には人骨が散乱している。其處にも厨子が置かれていたのであろうか。右角の石厨子は無銘である。墓室には攪乱された形跡があり、厨子の配置の仕方に一貫性を認めがたい。

3. 厨子の銘

銘が部分的であれ判読できたのは24基である。他に全く判読できないものが2基あった。ウフドゥールの厨子の場合、銘はすべて厨子の蓋の内側に記されている。銘の内容は年月日・村名・氏名であるが、年月日に続けて、死亡と書いたものが1例（No.22）、洗骨と記したものが4例（Nos. 11・14・20・21）である（第1表を参照）。死亡年月日と洗骨年月日が併記されているのは1例である。これら6基のうちNo.22以外はいずれも地方役人層の厨子である。

銘のある厨子のうち8基が湧川大屋子ほか地方役人の厨子である。湧川大屋子（No.20）とは今帰仁間切の地頭代（近代以降の村長に相当）のことである。No.30の銘には志慶真大屋子とあるが、これは今帰仁間切の夫地頭（現村役場の課長に相当）の筆頭であった。いずれも職名であるから、湧川大屋子の湧川・志慶真大屋子の志慶真は、当人の家の名

（屋号）とは限らない。湧川大屋子や夫地頭になれば、それぞれ役職にふさわしい筑親雲上・筑登之などの位階が与えられた。ウッチ（掟）のような下級の地方役人であれば、筑登之や「にや」などの位階が与えられたのである（例えば、No.12）。地方役人以外の一般の百姓筋の場合、名前・家の名の順に表記するのがきまりであった（例えばNo.18の加那山城）。

銘書にあらわれる出身村は、崎山村（12例）、仲尾次村（6例）、上運天村（1例）である。家の名は、山城（崎山・仲尾次村）、上間（同前）、島袋（同前）、与那嶺（崎山村）、大城（上運天村）、の6家にすぎない。

合葬したことが明らかな厨子は5基（Nos. 10・11・12・13・14）である。他に合葬と推定される厨子が2基（Nos. 7・9）である。合葬の明らかな厨子のうち年代の古いものは道光16年（1836年）である（No.11）。これは兄弟・息子を合葬したものである。夫婦を合葬した厨子は2基（Nos. 10・14）で、年代はいずれも光緒元年（1875年）である。No.10には夫婦のほか娘も合葬されている。

銘書に記された最も古い年代は雍正13年（1735年）で、最も新しい年代が明治43年（1910年）である。明治20年代・30年代・大正以降の銘は一つもない。古い銘によってウフドゥールの使用が18世紀前半に始まったと推定しても、2世紀の永きにわたって利用されたことになる。墓室内左右のイチの人骨の量もまたウフドゥールの古さを裏づける。墓口に石製香炉が2基あり、その一つに「大正十五年旧八月」と陰刻されている。この香炉は、ウフドゥールが使用される墓から拝まれるだけの墓に変わってから奉納されたものであろうか。

第1表 ウフドウールの厨子の銘

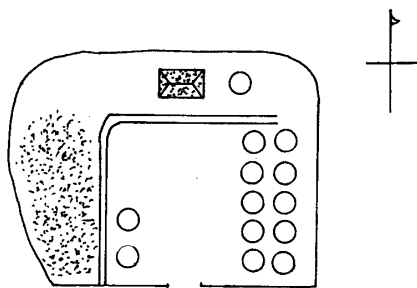
No.	蓋 の 内 側 の 銘	備 考
1	□□上運天村 □□大城 雍正拾三年乙卯八月六日	雍正拾三年=1735年
2	乾隆七年壬戌七月十六日□□ □□□	乾隆七年=1742年
3	乾隆二十八年癸未八月十六 川田かうさく妻骨移	乾隆二十八年=1763年
4	乾隆三十年乙酉 八月七日 崎山村□□山城	乾隆三十年=1765年
5	乾隆三十五年庚寅十月 仲尾次村 山城□ □□□□□	乾隆三十五年=1770年
6	嘉慶二年丁巳三月十二日□□□ 崎山村□□□□	嘉慶二年=1797年
7	嘉慶□年乙□七月十六日 崎山村□□	嘉慶拾年乙丑=1805年
8	道光四年甲申二月六日 仲尾次村 □山城	道光四年=1824年
9	道光六年戊五月 崎山村 上間筑親雲上 □□	道光六年=1826年
10	大清光緒元年乙亥八月廿四日洗骨仕申候 道光十五年乙未三月十八日卒五拾九歳 上間筑親雲上 同 九年巳丑三月八日卒歳十四 上間筑親雲上四□ 仲尾次村 上間筑親雲上妻同人女子まつ	光緒元年=1875(明治8)年 道光15年=1835年 道光9年=1829年
11	道光十六年丙申八月十九日洗骨 崎山村 板川の湧川親雲上 弟 与那嶺□ 男子	道光十六年=1836年
12	道光十七年丁酉 崎山村 山城筑登之 □□□ 山城にや	道光十七年=1837年
13	道光二十六年乙巳十一月二十六日まつ 当間□□□□□□ □□ 崎山村上山城□□□	道光二十五年乙巳=1845年
14	大清光緒乙亥九月六日 崎山村 前志慶真大屋子夫婦 道光二十六年丙午六月廿五日洗骨 仲尾次村 島袋にや 妻まか	光緒元年=1875(明治8)年 道光二十六年丙午=1846年
15	咸豊三年癸丑八月廿四日 崎山村 □□金城□□	咸豊三年=1853年
16	大清咸豊五年乙卯九月七日 崎山村 加□□上間	咸豊五年=1855年
17	大清同治十年未八月七日 上原屋 まつ上間	同治十年=1871(明治4)年
18	大清同治拾四年乙亥六月廿七日 仲尾次村 加那山城	同治拾四年=1875(明治8)年
19	光緒五年□月二日 全人 □ウタ	光緒五年=1879(明治12)年
20	大清光緒五年戊卯三月二日洗骨仕申候仲尾次村 湧川大屋 子	光緒五年己卯=1879年
21	光緒七年辛巳九月七日洗骨 崎山村 □□屋 与那嶺筑親雲上 妻まつ	光緒七年=1881(明治14)年
22	明治四十三年庚戌旧正月四日死亡寿七十八歳 二男 山城善松	
23	丑六月三日 加那金城	
24	崎山村 山城筑登之 未十一月十二日	

三、アジ墓

1. 所在地：今帰仁村字崎山桃原896

2. 墓の構造

アジ墓は前壁が石積みされた掘りぬき墓である。墓室は中央・左・右の三区画に区切られている（第3図を参照）。左側から正面にかけて70センチ乃至30センチの高さの壇になっていて、壇の立ちあがりの部分には漆喰が塗られている。厨子は左側に厨子甕2基、右側に10基、正面中央の壇に石厨子・厨子甕各1基、計2基安置されている。石厨子の屋根には宝珠とシビが彫刻されている。石材は琉球石灰岩であるが、表面はなめらかで、彫刻には磨滅の痕も見られない。この石厨子が製作されたのは近代以降と思われる。厨子甕も石厨子の傍の甕を除けば、他はすべて壺屋焼きである。墓室左側の壇には人骨が堆積している。



第3図 アジ墓の墓室平面図（略図）

3. 厨子の銘

墓室内右側の厨子甕の一つの蓋に「崎山村」と墨書されている。他は無銘である。

4. アジ墓の由緒について

崎山区事務所の「年中行事覚書」に、

一、崎山のアジ墓は、初代中北山崎山按司の長男の墓である。

一、初代中北山崎山按司は名護町屋部の岸本家で祀られている。

と説明されている。しかし、『沖縄県国頭郡志』（島袋源一郎、1919）の421頁に引用されている北山世系図（長浜氏系図）には、崎山按司という名は一つも記されていない。崎山按司という位階が見えるのは、後北山が滅亡してから1世紀を経た第二尚氏山北監守時代である。山北監守を勤めた向姓具志川家の二代以降の墓である運天の大北墓の厨子に、初めて崎山按司という位階が登場する。

『沖縄県国頭郡志』の425頁に、

池城墓の北方に白骨累々として朽筐に納めたる墳塋あり、旧八月県下各地より参拝する者多く、中北山に関係ありと為すも不明なり、

と記されていて、池城墓の近くに中北山ゆかりの古墓があることを伝えている。崎山のアジ墓は池城墓の北方に位置しているので、アジ墓が郡志のいう墳塋であろう。おそらく戦後になって、系図作成を専業とする者が「崎山のアジ墓」を「崎山按司長男の墓」に改めたと思われる。なお、特記すれば、アジ墓中央壇上の石厨子は造作も新しく、無銘であり、厨子内には肉眼による限り人骨片も見当らない。

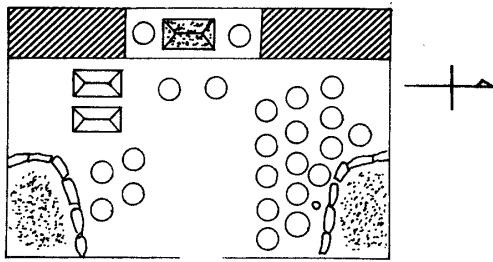
四、イチャガヤー

1. 所在地：今帰仁村字崎山東原746-2

2. 墓の構造

イチャガヤーは海岸の崖を利用した掘りぬき墓で、前壁は石積みである。イチャガヤー

を訛ってヒチャガヤーともいう。これもウフドゥール同様、墓室正面奥に高さ1メートル程度の壇を設けている。墓室内の厨子は総数27基である。壇の中央に石厨子1基、その左右に厨子甕各1基が置かれている。墓室の左右側面には石囲いがあって人骨の堆積が見られる（第4図を参照）。



第4図 イチャガヤーの墓室平面図（略図）

3. 厨子の銘

厨子27基のうち銘書のあるものは20基であるが、左側の陶製家型厨子2基と右側の厨子甕のうち1基の銘書は判読不能である。なお、壇上の3基は無銘である。銘書は、ウフドゥールの厨子の場合と同じく、年月日・村名・氏名の順に記されているものが多い。銘書はおおかた厨子の蓋の内側に書かれている。No.5とNo.8の厨子の場合、蓋の内側だけでなく胴部表面にも銘がある。No.5の場合、後に合葬した時に胴部に新たに銘を記したことがはっきりしている（以下第2表を参照）。

年月日の後に死去または洗骨と記したものは6例で、そのうち死去と記したものが2例（Nos. 3・4）、洗骨と記したものが4例（Nos. 9・10・12・17）である。年齢を記したNo.15の「卯八月五日」も死去月日であろう。

銘に見える地方役人層の位階名は「筑親雲上」と「にや」であり、地方役人の職名としては下級の「¹¹⁷文子」だけである。出身村の明らかな11の事例のうち、崎山村が8例、仲尾次村が2例、仲宗根村が1例である。家の名は、石嶺（崎山村・仲尾次村）、門口（仲尾次村）、金城（崎山村）、諸喜田（同前）、山城（同前）、与那嶺（同前）、松本（同前）、仲村（同前）、松田（同前）、湧川（同前）、の10家である。

銘によると、一つの厨子に1体の遺骨を納めたものは7基、2体以上合葬したものが10基である。合葬された者の関係は、父と息子（Nos. 4・11）、夫婦（Nos. 9・12）、夫婦と娘（No.10）、母と妻（No.8）、母と妻と娘（No.7）である。これら10基のなかでは、父と息子が合葬されたNo.4の厨子銘が古い（1795年）。墓室右側に無銘の小さな厨子があり、中には小さな丸い海石1個・細長い小さな珊瑚石（方言でピレーという）6個、計7個の小石が納められている。これは事故死（海難事故など）で遺体が得られない場合の特殊葬法の事例である。

No.3の厨子銘の「門口大主」はジョーグチフプスーと訓むのだろう。「内神□前」は「門神□前」と読めないこともない。「内神」と記したのであれば、内神は「掟神」（ウッチガミ）の誤記ということになる。仲尾次のジョーグチ（門口・屋号）は神人を出す家柄であったのだろうか、それとも崎山の上間門中の神女がジョーグチに嫁いできたのであろうか。

イチャガヤーの厨子に見える最も古い年代は乾隆19年（1754年）で、最も新しい年代は同治11年（明治5年・1872年）である。明治10年代以降の銘は皆無である。

第2表 イチャガヤ一の厨子の銘

No.	蓋の内側の銘(括弧内は厨子胴部前面の銘)	備 考
1	乾隆十九年甲申正月廿二日□□ 仲尾次村 石嶺 □□□□八月十六日	乾隆十九年=1754年
2	乾隆廿八年未六月十日 高良大ら	乾隆廿八年=1763年
3	仲尾次村 門口大主 廿五年庚寅二月□□日死 内神□前 嘉慶十六年戊辰 崎山村 □□□金城	乾隆卅五年庚寅=1770年 嘉慶十六年=1808年
4	大清乾隆六拾年乙卯正月廿日死去 同八月廿五日 □□□崎山村 上間筑親雲上 男子 諸喜田にや	乾隆六拾年=1795年
5	嘉慶二十三年寅九月十九日 文子山城 (道光二十七年丁未 崎山村 □□与那嶺)	嘉慶二十三年=1818年 道光二十七年=1847年
6	道光二拾五年乙巳 崎山村 まつ松本	道光二拾五年=1845年
7	道光二十九年己酉十二月十三日 まつ松本ノ妻 全 二十五年乙巳二月十九日 まつ松本母子 加那 咸豊二年壬子八月十二日 まつ松本女子 まつ	道光二十九年=1849年 咸豊二年=1852年
8	□□□□□ 母親 (道光二十七年丁未 まつ与那嶺妻 兩人)	道光二十七年=1847年
9	咸豊五年乙卯八月卅日洗骨 小□仲村 妻福	咸豊五年=1855年
10	咸豊九年未九月廿九日洗骨 まつ松田 同人妻 同人女子まつ	咸豊九年=1859年
11	大清同治拾一年壬申九月 崎山村 加那湧川 男子加那湧川	同治拾一年=1872(明治5)年
12	加那与那嶺 同人妻まつ 同治拾一年壬申九月廿□日洗骨	
13	戌年二月 崎山村 石嶺直昌母親	
14	崎山村 松田大良	
15	仲宗根村 □□大良 歳七拾□□ 卯八月五日	
16	申正月廿二日 崎山村 二良□ □□□女子まつ	
17	同治拾一年壬申九月廿六日洗骨 まつ与那嶺	

五、結び

1. 墓室の構造について

ウフドゥールとイチャガヤーの墓室の構造は、墓室正面の壁を掘りぬいて壇を設けている点で、池城墓を一部模したものと言える。壇を左右に区切っているウフドゥールの方が池城墓への類似度が著しい。ウフドゥールの厨子銘で古いものが1735年、イチャガヤーの場合は1754年である。池城墓が造られたのは1670年であるから、ウフドゥールやイチャガヤーの墓室に壇が設けられたのは17世紀末から18世紀前半にかけての間であろう。崎山の古墓に限らず、今帰仁村内の他のムラ墓でも同様に池城墓様式の壇が設けられているのかどうか、今後に残された興味ある課題の一つである。

2. 厨子の安置の仕方について

ウフドゥール・アジ墓・イチャガヤーいずれも正面の壇上に家型厨子を置いている。由緒ある人の遺骨を家型厨子に納め、壇の中央に置かねばならぬとする通念があった訳である。アジ墓とイチャガヤーの場合、壇上の石厨子は無銘である。ウフドゥールの壇上の陶製家型厨子の銘は厨子銘中最も古いものではない。ウフドゥールを利用した有力な家筋によって後代に厨子が置き換えられたのであろうか。

ウフドゥールおよびイチャガヤーの壇下の墓室内では、概して銘の古い厨子が奥の方に置かれているが、昭穆の順に左右に厨子を置いた形跡は無い。それも、これらの墓が共同墓であった所為ではないと思われる。今なお旧百姓筋の間では、厨子の配置や硯屏型の位牌の並べ方は多様だからである。昭穆の序に

従って厨子を置いたり位牌を並べる習俗は近世においても普及していなかったと見るべきだろう。

3. 厨子銘の書き方について

厨子銘を墨書する場合、蓋の内側に年月日・村名・氏名の順に書く作法があったようである。日付に続けて死去または洗骨と記した例は少ないが、死去と書いた例が多いこと、加えて、死去と記されてはいなくても年齢が記されている例があることから、あえて明記せずとも銘書には死去年月日を記すものという例規があったのではないか。『今帰仁村史』(1975)の599頁には字崎山のもう一つのムラ墓「ターイヤヤ」の厨子銘一覧が載っているが、これによると、18基のうち死去と明記したのが3基で、そのうちの1基には洗骨の日付が併記されている。ターイヤヤの厨子に洗骨日付だけを記した例は無い。

4. 洗骨後の遺骨の処理について

ウフドゥール・イチャガヤーの墓室の左右、およびアジ墓の墓室の左側にイチがあって、そこには湿気で溶けて灰状となった多量の人骨が堆積している。墓室内に安置しうる厨子の数は限られ、洗骨後の遺骨の多くがイチに積まれたのである。しかも、銘のある厨子は、アジ墓の場合14基中1基、ウフドゥールの場合64基中26基、イチャガヤーの場合27基中20基である。これら有銘の厨子のなかで地方役人層の厨子は10基（ウフドゥール8基・イチャガヤー2基）である。ターイヤヤの場合18基のうち8基が地方役人層の厨子である。おそらく、地方役人を含む富裕な階層だけが厨子に銘を記し、その厨子を後代まで墓室内に置くことができたのであろう。序でに付記すれば、今帰仁に限らず、一般の百姓筋（地

方役人層を除く)にあつては、位牌を記す習俗も18世紀中期に遡らない。

崎山のこれらの墓を利用した家の多くは、洗骨した後、遺骨を直ちにイチに置いたか、あるいは、厨子内の遺骨をイチに移して繰り返しその厨子を用いたか、そのいずれかである。三十三年忌以後であれ、古い甕を割って遺骨をイチに移す習俗は今帰仁には無かったのである。

5. 厨子内の合葬について

合葬の明らかな厨子は、ウフドゥール5基・イチャガヤー10基である。合葬された者の関係は、父と息子・兄弟・夫婦・夫婦と娘・母と妻・母と妻と娘など、二親等以内の血族または姻族に限られている。『今帰仁村史』所収のターイヤヤーの厨子銘を見ると、合葬の明らかな厨子は夫婦を合葬した1基(銘は1783年・ターイヤヤーの厨子銘中最も古い年代)である。これらの事例によって、夫婦の合葬は合葬の一つの形式であったことが了解される。「ミートゥンダヤ・カーミヌチビティーチ(夫婦は甕の尻一つ)」(夫婦の骨はいずれ一つの厨子に合葬されることになるという意)という俚諺は古俗を伝えるものではない。筆者の私見では農村に夫婦合葬の習俗が普及したのは明治末である。

6. イチャガヤーを利用した門中について

山城清福氏によると、崎山の主だった門中は上間門中・ペーチンヤー(親雲上屋)門中・ミークスヤー門中で、なかでも上間門中に属する家が多いという。上間門中系は字与那嶺・仲尾次・平敷にひろがっているという。山城清福氏は上間門中の宗家トクグヤーの当主である。同氏所蔵の記録(『明治参拾八年乙巳旧九月新拜日記』)に、^{板川屋}御墓が諸田引

上間門中の墓として祀るべきことが記されている。これに記されている成員の姓は、仲村・山城・上間・大城・池原・与那嶺・島袋・上里・玉元であるが、イチャガヤーの厨子銘には上間門中に属さない石嶺・高良・金城・松本・松田などの家名が出てくる。山城清福氏によれば、戦前から上間門中とは別系統の本部町字備瀬・具志堅の人が旧正十六日にイチャガヤーを拝んでいるという。イチャガヤーは異なるピキ(引)の者が協力して造った模合墓であつたらしい。トクグヤーが管理していた墓は他にも三つあつたが、1978年に新たに墓を造りこれに三つの墓の厨子を合祀したという。トクグヤーの位牌にも厨子にも山城清福氏の曾祖父までしか記録されていないという。イチャガヤーの厨子銘で最も新しい年代は1872年(明治5年)である。この年以後の或る時期に、家族墓を造り、銘によって系譜の辿れる厨子を家族墓に移す風潮がひろまり、上間門中も宗家のトクグヤーを初めイチャガヤーを利用しなくなった訳である。

7. 共同墓の成立と終焉

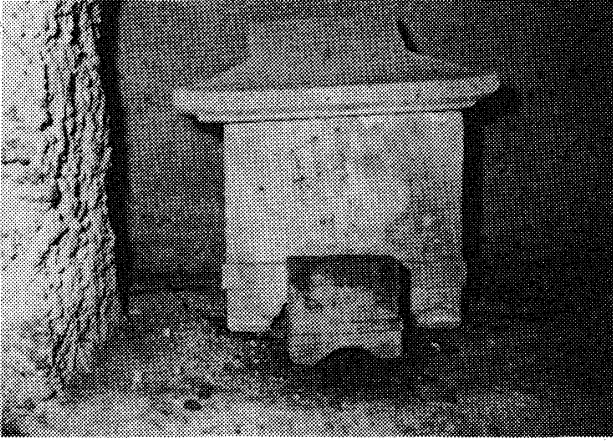
崎山ではウフドゥール・アジ墓・ターイヤヤーをムラ墓とし、例年清明の節には区長以下有志がこれらの墓に詣でる。この墓参をムラウガン(村御願)という。その折には必ず池城墓も拝む。ウフドゥール・アジ墓・ターイヤヤーの管理もムラ(字)で行なっている。ウフドゥールの厨子銘を見ると、殆んど崎山と仲尾次出身者で占められ、家の名では山城と上間が多い。旧正の十六日には、崎山の三大門中のうちミークスヤー門中とペーチンヤー門中の関係者がウフドゥールを拝むので、ウフドゥールは主に上記二門中が利用したムラ墓であつたと考えられる。ターイヤ

ヤの場合、銘書に出てくる村名には、平敷（6基）・謝名（4基）・兼次（1基）がある。崎山村と記された厨子は僅かに1基である。ウフドゥール・イチャガヤーについても同様で、崎山近隣のムラ人も利用しえたのである。崎山のムラ墓は実は数かムラの人びとによって共用されたムラ墓であった。18世紀から19世紀にかけての崎山の共同墓は、墓の新築・改築・管理維持に関わった周辺のムラ人も利用する模合墓であったとみなされる訳である。

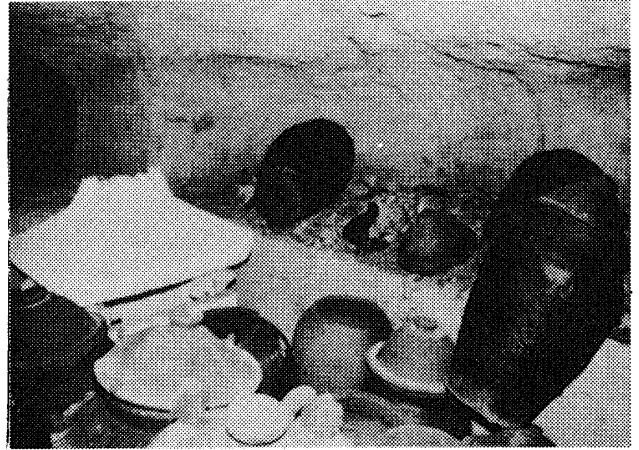
これらの共同墓の成立した時期について確かなことはわからないのであるが、仮に銘書の古い年代をおさえるならば、ウフドゥールの使用開始は18世紀前半、イチャガヤーは18世紀中頃、ターイヤヤーは18世紀末ということになる。ムラ人が共用したことの明らかなムラ墓でありながら、中北山伝説と結びつき、しかもアジという言葉で来歴の古さが強調されるアジ墓の使用が古く、次いでウフドゥールやイチャガヤーの利用が始まり、最後にターイヤヤーが利用されるようになったのであろうか。これらの共同墓の厨子銘で最も新しい年代は、ウフドゥールの場合明治43年、イチャガヤーの場合明治5年、ターイヤヤーの場合（『今帰仁村史』599頁を参照）明治26年である。近代に入って銘書を記す習俗が普及したにもかかわらず、これらの共同墓には大正以後の厨子銘は一つも見当らない。この事実は、掘りぬきのムラ墓から家族墓へ乃至は門中墓へ崎山の墓制が推移した過渡期が明治末期であったことを物語る。墓制の変遷の契機が明治36年の土地整理であったことは想像に難くない。

引用文献：

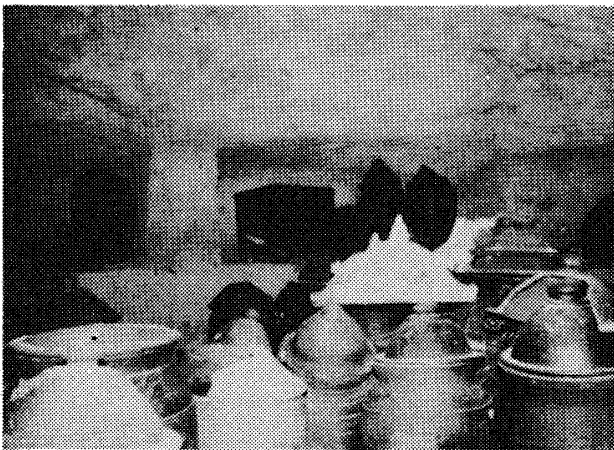
1. 東恩納寛惇、『南島風土記』、1950.
2. 今帰仁村史編纂委員会、『今帰仁村史』、1975.
3. 島袋源一郎、『沖縄県国頭郡志』、1919.



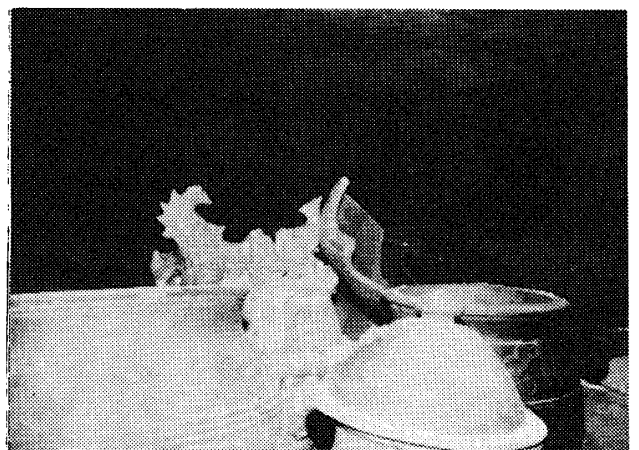
① 池城墓中央壇上の「崎山大やくもい」の石厨子



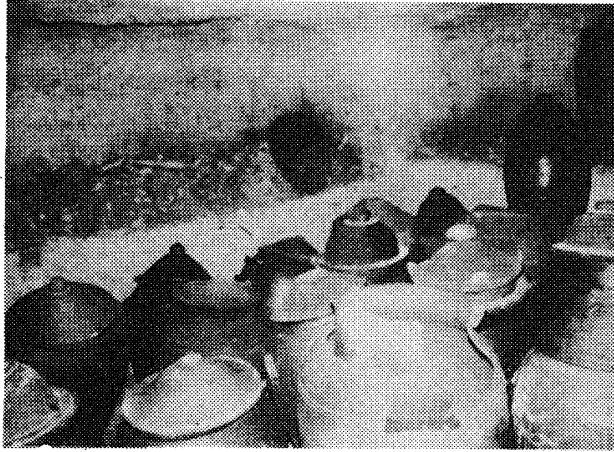
② ウフドゥールの墓室（右側のイチ）



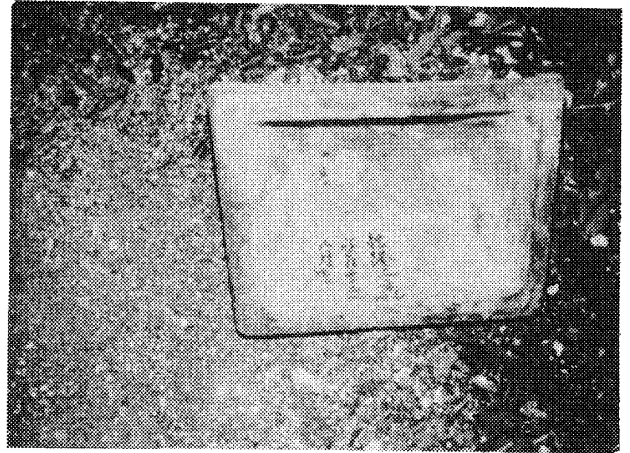
③ ウフドゥールの墓室（中央から右側にかけて）



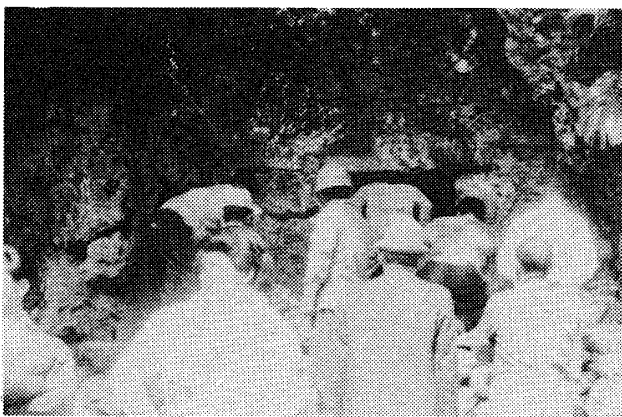
④ ウフドゥールの墓室（左側）



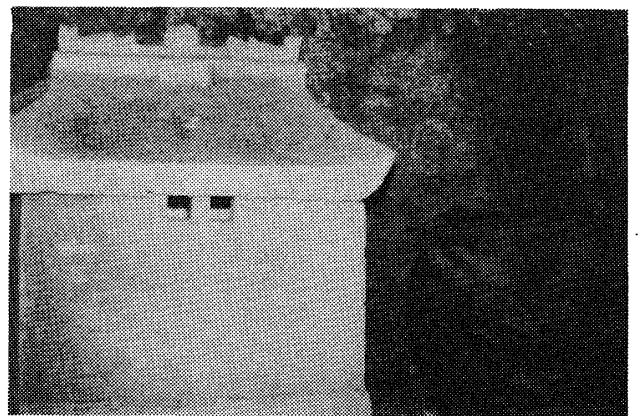
⑤ ウフドゥールの墓室（左側のイチ）



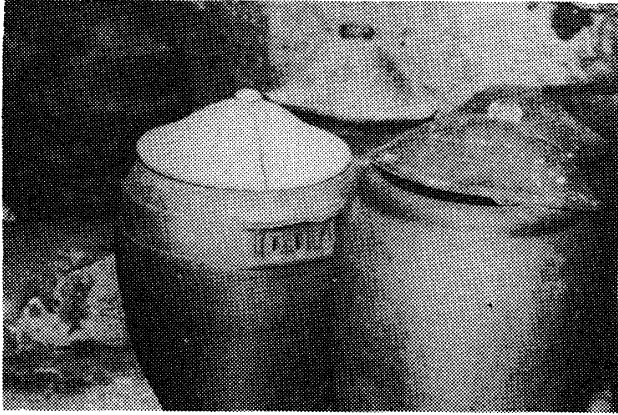
⑥ ウフドゥール右壇の陶製家型厨子蓋の銘
「乾隆三十年乙酉崎山村口口山城 八月七日」



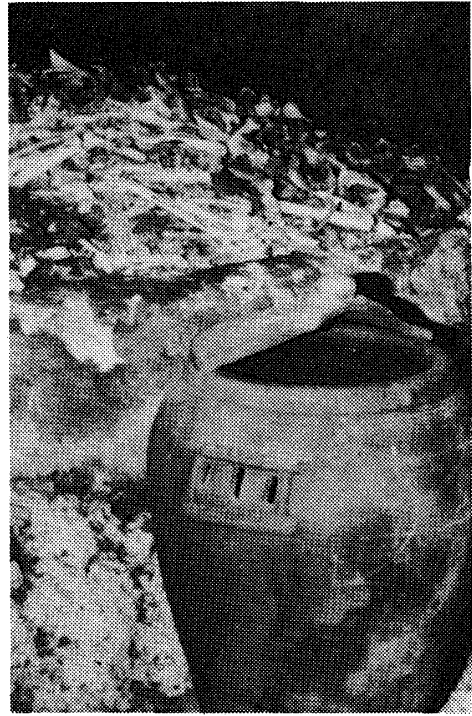
⑦ アジ墓の調査風景



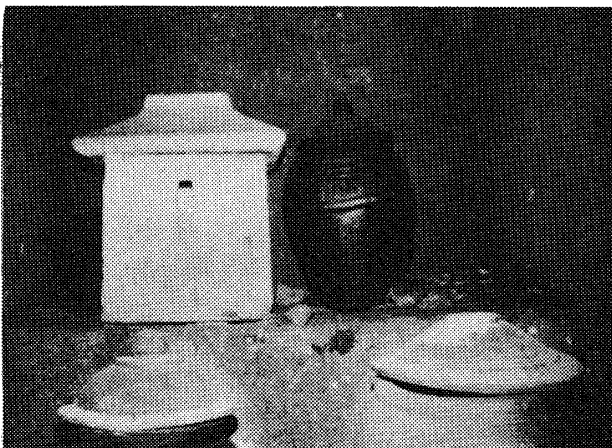
⑧ アジ墓の石厨子と厨子甕



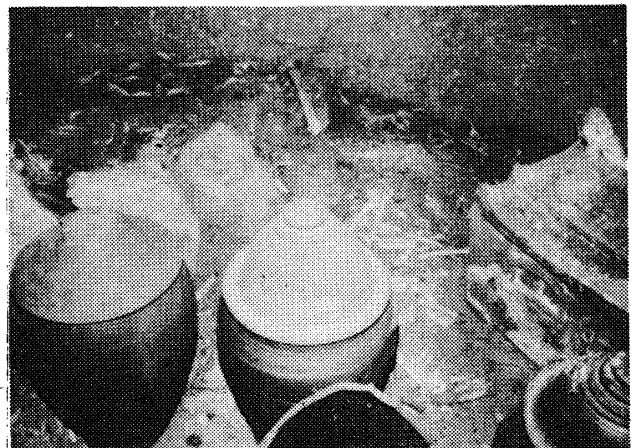
⑨ アジ墓の墓室（右側）



⑩ アジ墓の墓室（左側のイチ）



⑪ イチャガヤーの壇上の厨子



⑫ イチャガヤーの墓室（左側）